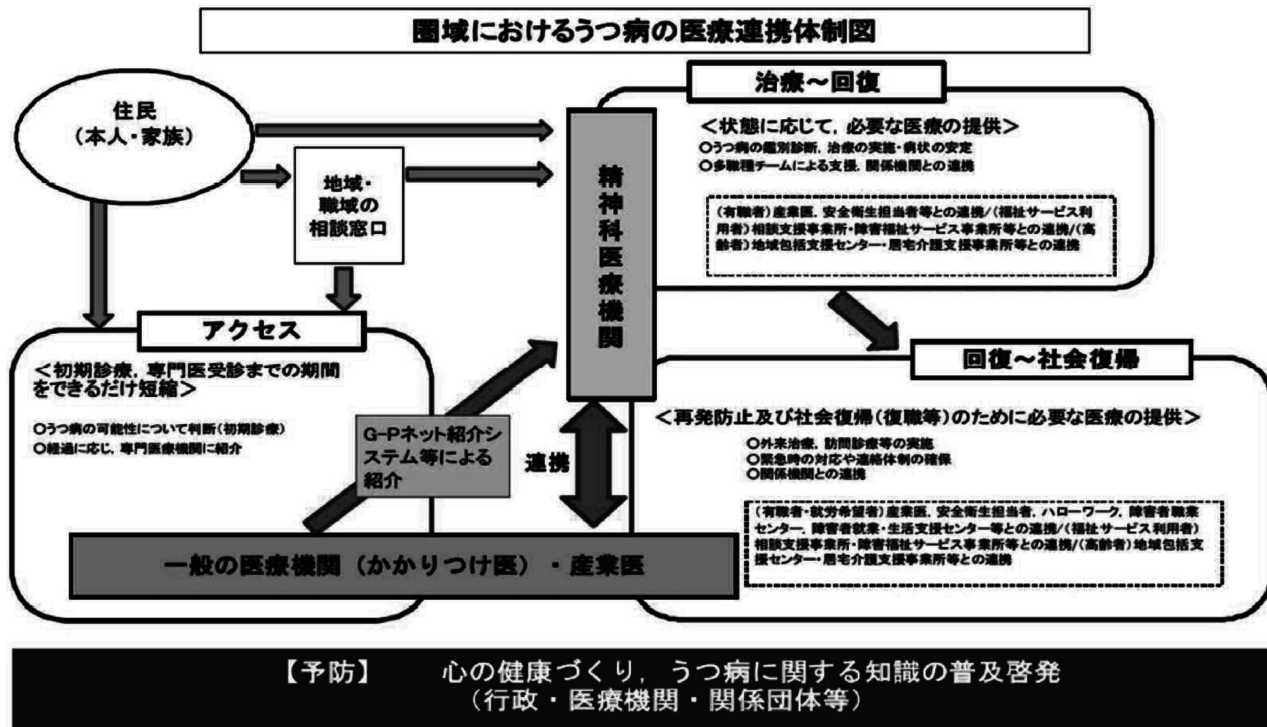


【図表資-5-120】出水保健医療圏 うつ病の医療連携体制図



【予防】 心の健康づくり、うつ病に関する知識の普及啓発 (行政・医療機関・関係団体等)

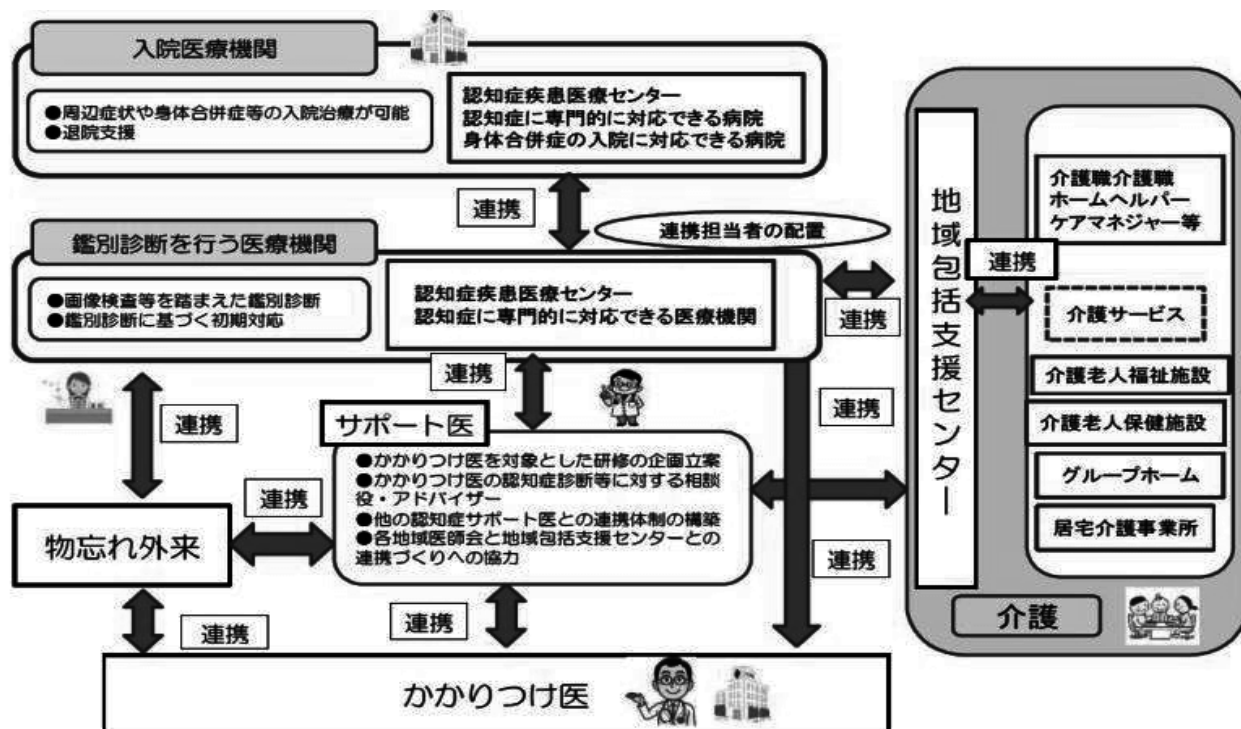
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-121】出水保健医療圏 うつ病の医療機能基準

機能	【 予 防 】	【 アクセス 】	【 治療～回復 】 (入院・通院)	【 回復～社会復帰 】 (通院)
	目標	・うつ病の予防(メンタルヘルス)	・うつ病症状が出ている患者を専門医に紹介できる	・うつ等の状態に応じて、外来医療や入院医療を提供できる
医療機能別関係機関に求められる事項	目 標	・うつ病を予防する	・うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患との鑑別診断ができる ・退院に向けて病状の安定を図るとともに退院支援を行う	・患者ができるだけ地域で生活が維持できる ・社会復帰(復職等)のための支援を提供できる ・精神科医療機関においては、急変時に対応、または適切に紹介できる
	医 療 機 関	①住民の精神的な健康の増進、うつ病に関する知識の普及啓発などの一次予防に協力している(相談対応ができる) ②かかりつけ医と精神科医師は連携がとれている(GPネット)	①うつ病の可能性について判断(初期診療)できる ②症状が軽快しない場合等に、専門医療機関となる精神科医師等に適切に紹介ができる(出水地区G-Pネット紹介システム)	①うつ病とうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断ができる ②重症度に応じて、薬物療法及び精神療法等を含む精神科医療を提供できる ③精神科医、心理担当職員、看護師等のチームによる支援体制がある
地域連携	①市町、保健所、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携している	①市町、保健所、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携できる ②高齢者については、必要に応じ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携できる ③かかりつけ医師(一般の医療機関)等を対象としたうつ病の診療治療に係る研修等にできるだけ参加している	①かかりつけの医師等を含む、地域の医療機関と連携している ②有職者の場合、職域の産業医、安全衛生担当者との連携により復職に必要な支援を行う ③高齢者の退院支援及び地域生活維持のために、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携し、必要な支援を行う ④障害福祉サービスが必要な場合、指定特定相談支援事業所と連携し、生活の場で必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる	①有職者の場合、職域の産業医、安全衛生担当者との連携により就労継続に必要な支援を行う ②ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し就職や復職等に必要な支援を提供できる ③高齢者については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所介護保険サービス事業所と連携し必要な支援を行う ④障害福祉サービスが必要な場合、指定特定相談支援事業所と連携し、生活の場で必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる
連携が想定される	・市町 ・保健所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・労働安全衛生センター	・救急医療機関 ・消防(救急) ・市町 ・保健所 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・薬局	・救急医療機関 ・消防(救急) ・市町 ・保健所 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・薬局	・県精神保健福祉センター ・市町 ・保健所 ・ハローワーク ・障害者就業・生活支援センター ・地域産業保健センター ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-122】出水保健医療圏 認知症の医療連携体制図



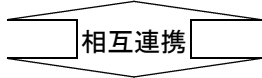
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-123】出水保健医療圏 認知症の医療機能基準

区分	認知症の日常的な診療を行うかかりつけ医	鑑別診断を行う医療機関 (認知症疾患医療センター等)	入院医療機関
目標	・認知症の早期発見につなげる。 ・認知症の日常的な診療等により、認知症の人の地域での生活を支援する。	・認知症の早期診断・早期対応による認知症の重症化予防を図る。 ・認知症の療養方針を決定し、関係機関と連携し、認知症の人の地域での生活を支援する。	・重篤な認知症の周辺症状や身体合併に対する急性期等の入院治療の提供とともに、早期退院に向け退院支援を行う。
医療機関に求められること	・認知症の人の日常的な診療が可能である。 ・認知症の可能性について、判断でき、認知症を疑った場合、速やかに認知症疾患医療センター等の専門医療機関を紹介できる。 ・専門医療機関と連携し、認知症の治療計画や介護サービス、緊急時の対応等が記載された認知症療養計画等に基づき患者やその家族等に療養方針を説明し、療養支援が可能である。 ・認知症の人が地域ですできるだけ継続して生活できるよう、地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携を図り支援を行える。	・専任の認知症の専門医が配置されている。 ※認知症の専門医は、以下のいずれかに該当する医師とする。 ①日本老年精神医学会の定める専門医 ②日本認知症学会が定める専門医 ③認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師 ・画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置(CT)及び磁気共鳴画像装置(MRI)を有している。有していない場合は、他の医療機関との連携体制が確保されている。 ・鑑別診断に基づく初期対応が可能である。 ・認知症の療養方針を記載した認知症療養計画等を作成し、地域の認知症のかかりつけ医等と連携が図れる。	・認知症の周辺症状や身体合併症等の入院治療が可能である。 ・かかりつけ医や地域包括支援センター、訪問看護事業所、介護サービス事業所等と連携し、退院支援が行える。
医療機関例	・ものわすれの相談ができる医師 ・認知症サポート医のいる診療所・病院 ・かかりつけ医	・認知症疾患医療センター ・鑑別診断ができる病院	・認知症疾患医療センター ・認知症に専門的に対応できる病院 ・身体合併症の入院治療に対応できる病院
関係機関例	・認知症疾患医療センター等専門医療機関 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所 ・介護老人福祉施設 ・グループホーム ・かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局 ・訪問介護事業所等	・かかりつけ医 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所	・かかりつけ医 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所 ・訪問看護事業所等

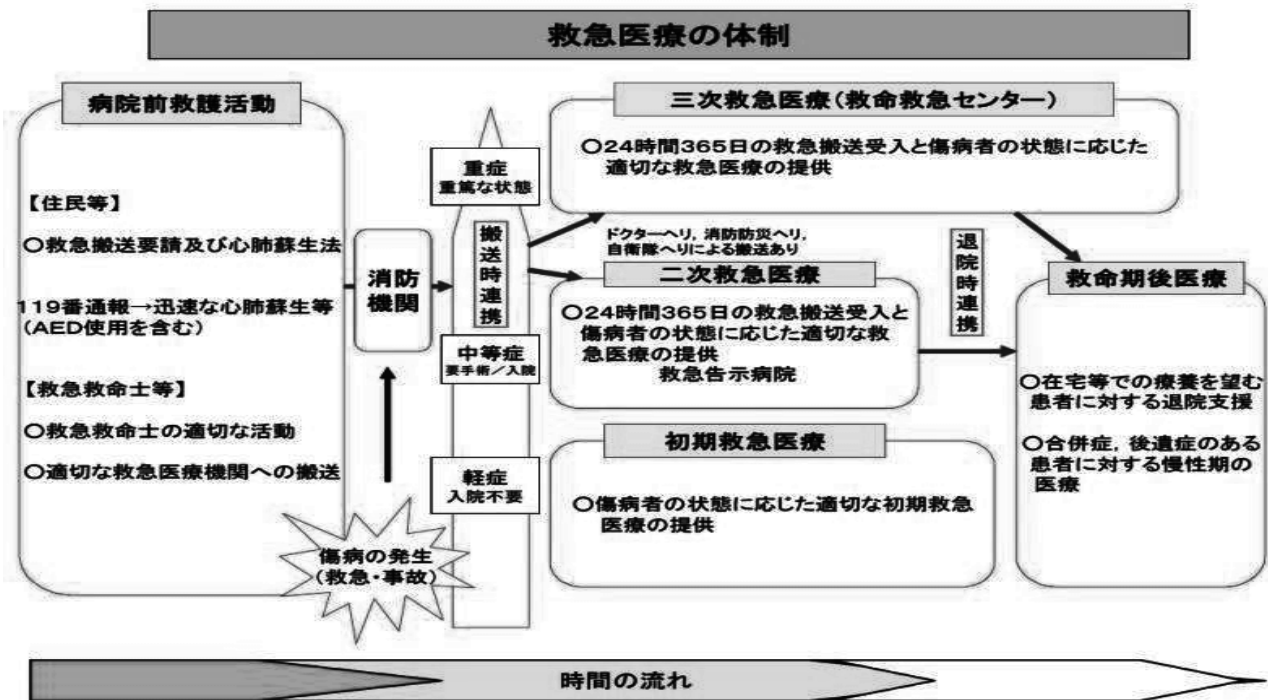
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-124】 出水保健医療圏 救急医療の医療機能基準

	初 期 救 急	二 次 救 急	三 次 救 急							
目標等	傷病者の状態に応じた救急医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 時間 365 日の救急搬送受入</li> <li>・ 傷病者の状態に応じた救急医療の提供</li> </ul>								
医療機能基準	休日又は夜間における日常的傷病，けが等の急病患者に対応できる。	休日又は夜間における入院治療を必要とする重症患者に対応できる。	24時間診療体制で心筋梗塞，頭部損傷，脳卒中等の重篤救急患者に対応できる。							
(求められる機能等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急患者に対する外来診療</li> <li>・ 近隣医療機関との連携</li> <li>・ 対応可能時間等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な施設・設備の整備</li> <li>・ 早期のリハビリテーションの実施</li> <li>・ 外科的治療の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重篤な救急患者の常時受入</li> <li>・ 高度な治療に必要な施設及び設備の充実</li> <li>・ MC 体制の充実 等</li> </ul>							
医療連携体制	<table border="1"> <tr> <td>休日</td> <td>在宅当番医</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>小児科当番医</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間</td> <td>出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター</td> </tr> <tr> <td>任意応需</td> </tr> </table> <p>※ 当日の在宅当番医については，出水郡医師会ホームページをご覧ください。 <a href="http://www.izumigun-med.or.jp/">http://www.izumigun-med.or.jp/</a> ※ 診察時間と受付時間は異なります。</p>	休日	在宅当番医	昼間	小児科当番医	夜間	出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター	任意応需	出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター	<p>鹿児島市立病院 (救命救急センター) (総合周産期母子医療センター)</p>  <p>鹿児島大学病院 (救命救急センター) 鹿児島 CCU ネットワーク</p>
休日	在宅当番医									
昼間	小児科当番医									
夜間	出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター									
	任意応需									
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退院困難者の受入機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準に基づく搬送先医療機関の選定，治療開始までの時間短縮</li> <li>・ 退院困難者の受入機関との連携</li> </ul>								

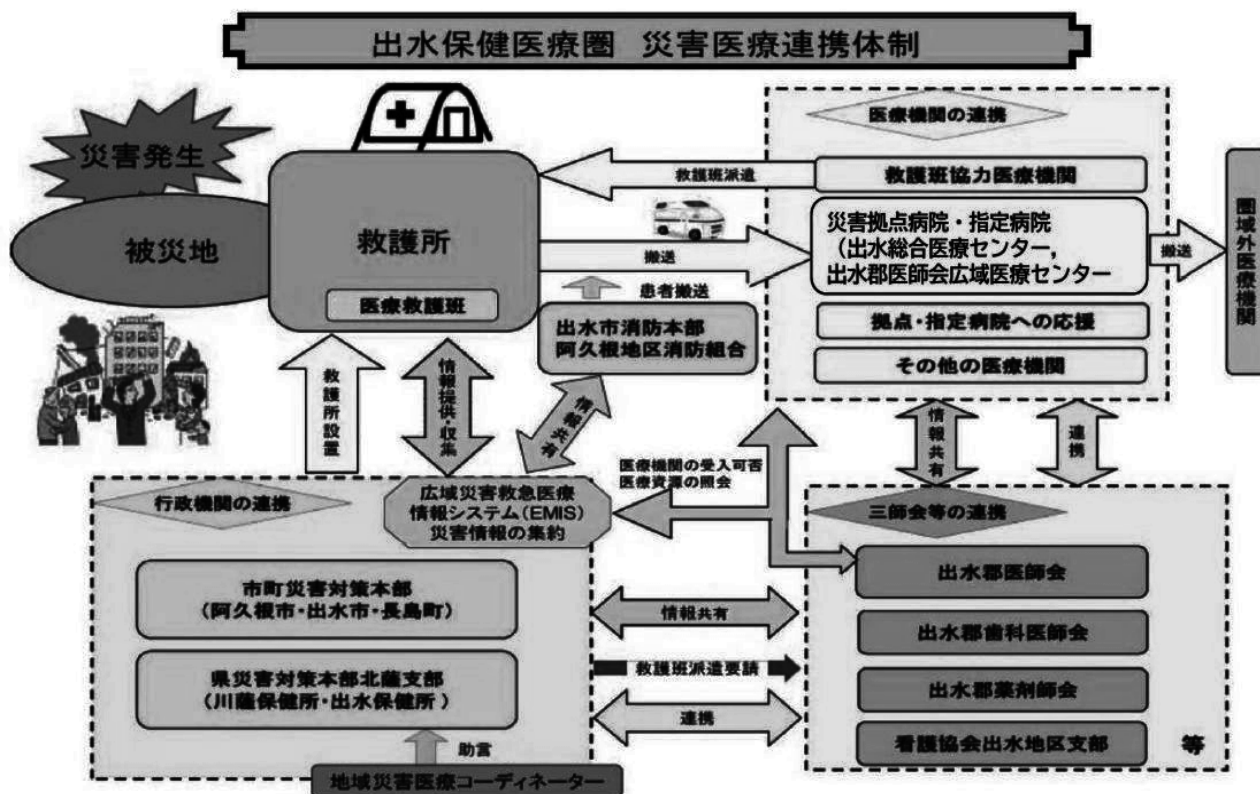
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-125】出水保健医療圏 救急医療の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-126】出水保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



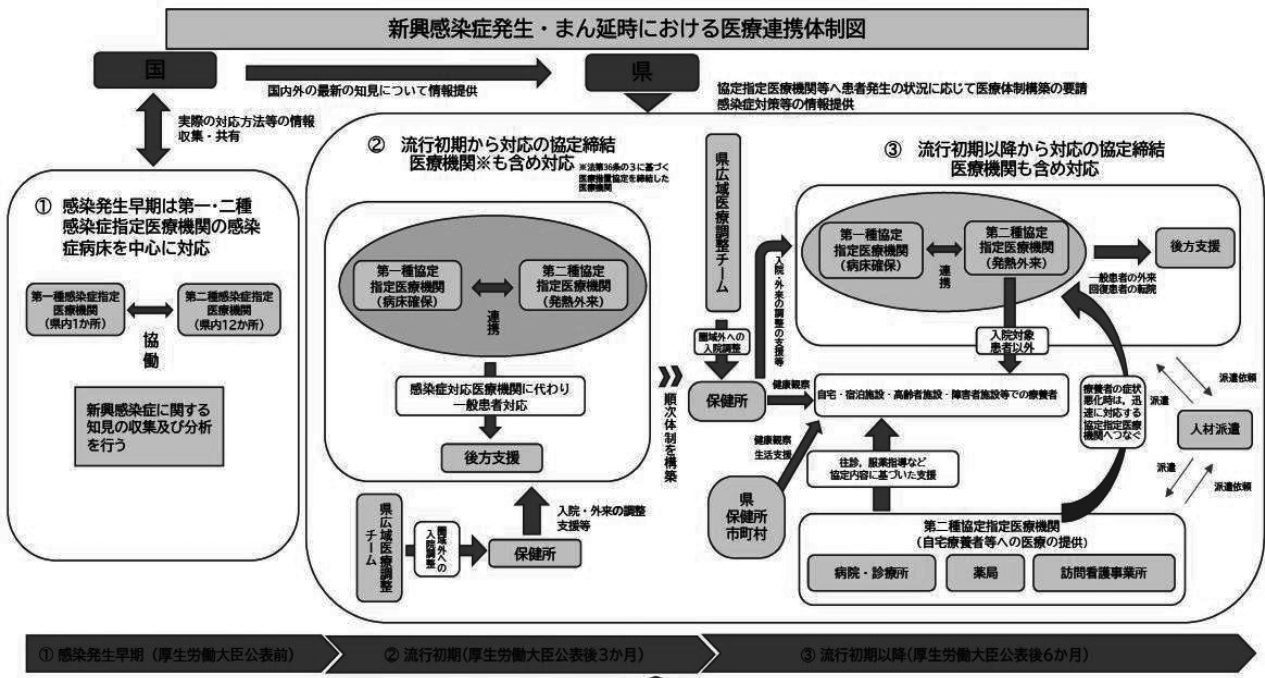
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-127】出水保健医療圏 災害医療の医療機能基準

災害医療の連携体制における役割・機能等	役割・機能等の内容
災害拠点病院・指定病院機能	重篤救急患者の救命医療，救護所等からの患者の受け入れ及び広域搬送への対応を行う。
災害拠点・指定病院への応援機能	拠点病院・指定病院への医療従事者の派遣，または自院での後方支援を担うことができる医療機関
救護班協力医療機関機能	救護班編成に医療従事者を派遣することができる。 ※救護所 ○市町村長等の要請を受け設置 ○応急医療や被災者に対する感染症の蔓延防止，衛生面のケア，メンタルヘルスケアを実施。
その他の医療機関機能	人工呼吸器対応医療機関 ○人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。 在宅酸素療養対応医療機関 ○災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。 透析治療対応医療機関 ○災害時において透析治療ができる。

[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-128】出水保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療連携体制図



鹿児島県感染症対策連携協議会

平時から関係機関間の連携・役割を協議、有事の連携支援

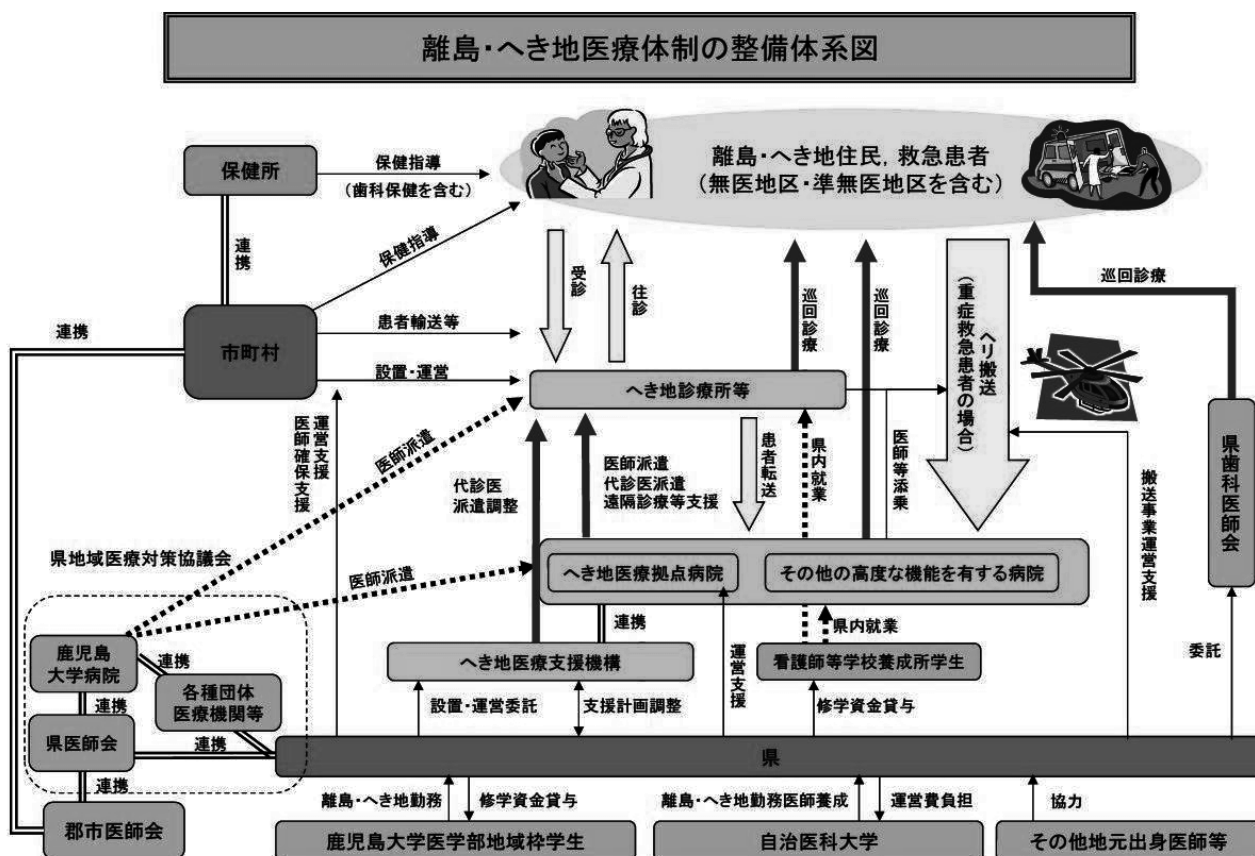
[県健康増進課作成]

【図表資-5-129】出水保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。</li> <li>県からの要請後速やかに即応病床化すること。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> <li>自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。</li> <li>患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合にも迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。</li> <li>関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。</li> <li>自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上の医療従事者の派遣をすること。</li> <li>・自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。</li> </ul>
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-130】出水保健医療圏 離島・へき地医療の医療連携体制図



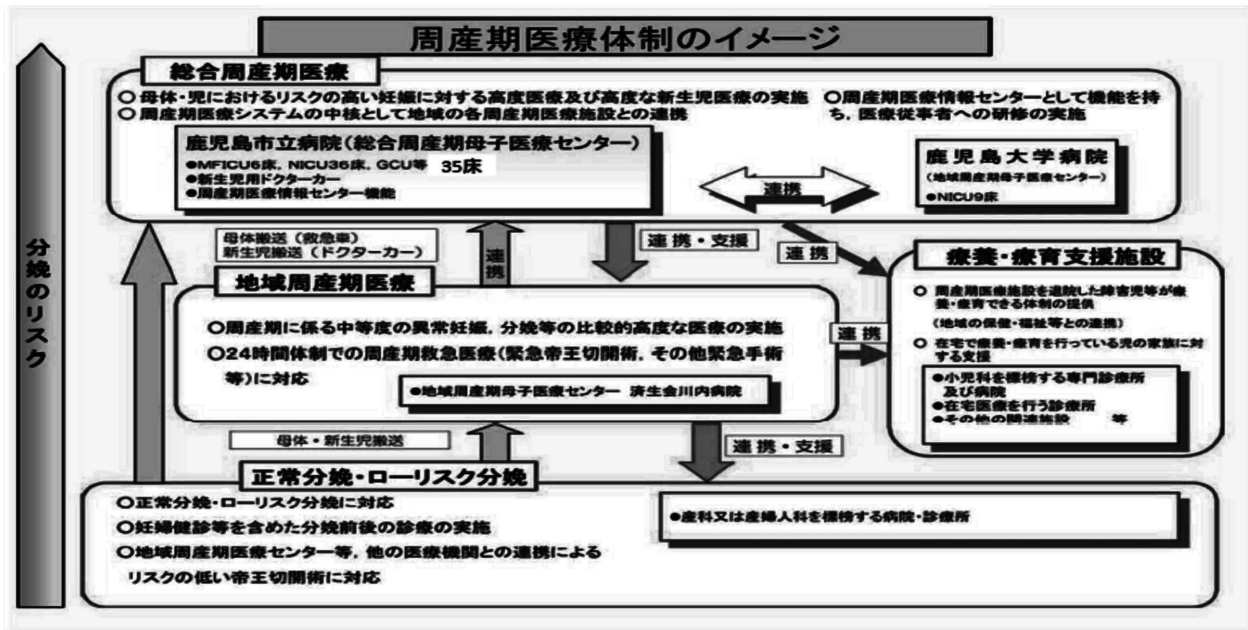
[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-131】出水保健医療圏 離島・へき地医療の医療機能基準

項目	役割	保健指導等	離島・へき地における医療	離島・へき地診療の支援医療等
目標等		・無（歯科）医地区等における保健師指導の提供	・無医地区等における医療の確保 ・専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制の整備	・診療支援機能の向上
求められる機能等		・保健師等による保健指導の実施 ・地区の保健衛生状態の把握 ・保健指導を担う関係機関との緊密な連携に基づく地区の実情に応じた活動	・プライマリケアの診療が可能な医師等の確保 ・専門医の診療が必要とされる特定診療科（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）の巡回診療等の実施 ・遠隔医療システム等を活用した医療連携による適切な医療の提供 ・へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・必要な医療機器等の整備	・巡回診療による医療の確保 ・へき地診療所への代表医の派遣（継続的な医師派遣も含む。）及び技術指導、援助 ・離島・へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供 ・遠隔診療等の実施による各種診療支援 ・高度診療機能によるへき地医療拠点病院の診療活動の援助
医療機関等		・へき地診療所などの医療機関 ・保健所 ・市町保健行政機関	・へき地診療所などの医療機関	・へき地医療拠点病院（出水総合医療センター，出水郡医師会広域医療センター） ・地域医療支援病院（出水総合医療センター，出水郡医師会広域医療センター） ・へき地医療支援病院（県立病院局設置）
連携等			・へき地医療拠点病院等との連携 ・ヘリ等による救急搬送体制の充実	

[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-132】北薩小児科・産科医療圏 周産期医療の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

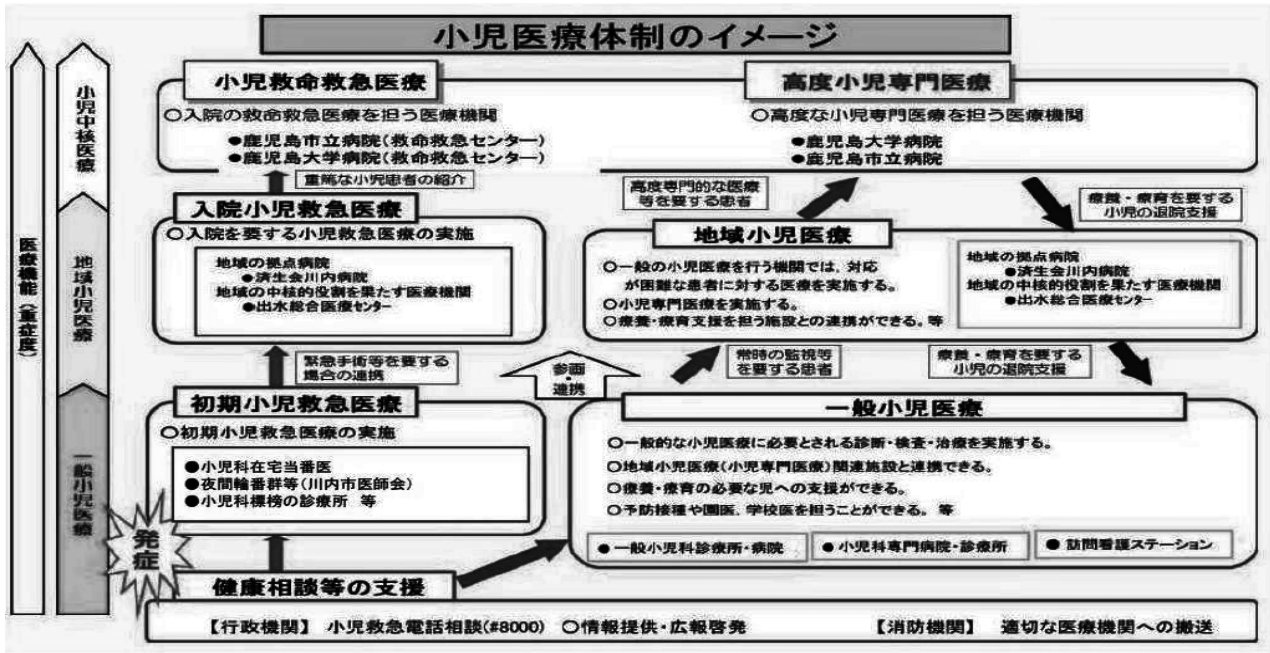
【図表資-5-133】北薩小児科・産科医療圏 周産期医療の医療機能基準

	正常分娩・ローリスク分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援
機能	正常分娩・ローリスク分娩への対応（日常生活・保健指導、新生児の医療相談を含む）	周産期に係る比較的高度な医療を行う	母体・児におけるリスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療を行う	周産期医療施設を退院した障がい児等が生活・療養・療育できる体制の提供（保健・福祉との連携）
目標	・正常分娩・ローリスク分娩に対応 ・妊婦健診等を含めた分娩前後の診療の実施 ・他の医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術に対応	・周産期に係る中等度の異常妊娠・分娩等の比較的高度な医療の実施 ・24時間対応での周産期救急医療（緊急手術を含む）の実施	・母体・児におけるリスクの高い妊婦に対する高度医療及び高度な新生児医療の実施 ・周産期医療体制の中核としての地域の周産期医療施設との連携	周産期医療施設を退院した障がい児等が療養・療育できるための体制の提供（保健・福祉との連携） ・在宅で療養・療育を行っている児の家族への支援
医療機関例	・産科または産婦人科を標榜する診療所・病院	・済生会川内病院（地域周産期母子医療センター）	・鹿兒島市立病院（総合周産期母子医療センター） ・鹿兒島大学病院（地域周産期母子医療センター）	・小児科を標榜する専門診療所・病院 ・在宅医療を行う診療所 ・生活支援センター ・訪問看護ステーション ・療育施設 ・薬局等
医療機関の基準	・産科に必要な検査・診断・治療が実施できる。 ・正常分娩・ローリスク分娩を安全に実施できる。 ・他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に対応できる。 ・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。 ・妊産婦のメンタルヘルスへの対応ができる。	・産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる。 ・必要に応じて地域周産期医療関連施設及び総合周産期母子医療センター等との連携を行う。 ・産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することができる施設及び分娩監視装置、超音波診断装置、微量輸液装置、その他産科医療に必要な設備を備えている。 ・新生児病室等の保有（NICUを設けることが望ましい。） ・産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）は、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員を配置している。 ・産科については、帝王切開術が必要な場合、できるだけ速やかに児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員を配置している。	・産科及び小児科（新生児集中治療管理室を有する）、麻酔科その他の関係診療科目を有する。 ・合併症妊娠、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる。 ・地域周産期医療関連施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核としての地域周産期医療関連施設との連携を図る。 ・分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置（カラドップラー機能を有するものとする）、その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えた母体・胎児集中治療管理室又は同等の機能（以下「MFICU等」という。）を有する。 ・新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えた新生児集中治療管理室（NICU）を有する。 ・MFICU等及びUNICUの後方病室及び必要な設備を有する。 ・医師の監視のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療器械を搭載した周産期医療に利用するドクターカーを必要に応じ整備する。 ・血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラドップラー機能を有するものとする。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能である。 ・血小板等成分輸血を含めた輸血供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。 ・MFICU等及びUNICUは24時間診療体制を適切に確保するために、常時担当医師及び必要な職員が勤務している。 ・災害対策として業務継続計画を策定し、自県または近隣県の被災地における積極的な物資や人員等の支援	・人工呼吸器管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れが可能である。 ・児の救急時に備えた、救急対応可能な病院等との連携ができる。 ・療養、保健及び福祉サービス（レスパイトを含む）と連携、調整し療養・療育ができる。 ・地域、総合周産期医療センター等と連携し、療養・療育の必要な児の情報（診療情報や治療計画）を共有している。 ・自宅以外の場における、障がい児の適切な療養・療育の支援ができる。 ・家族に対する精神的サポート等の支援ができる。
	総合周産期母子医療センターその他の地域産科医療機関との連携			
	療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）の共有			

[北薩地域振興局作成]



【図表資-5-134】北薩小児科・産科医療圏 小児医療の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-135】北薩小児科・産科医療圏 小児医療の医療機能基準

小児医療

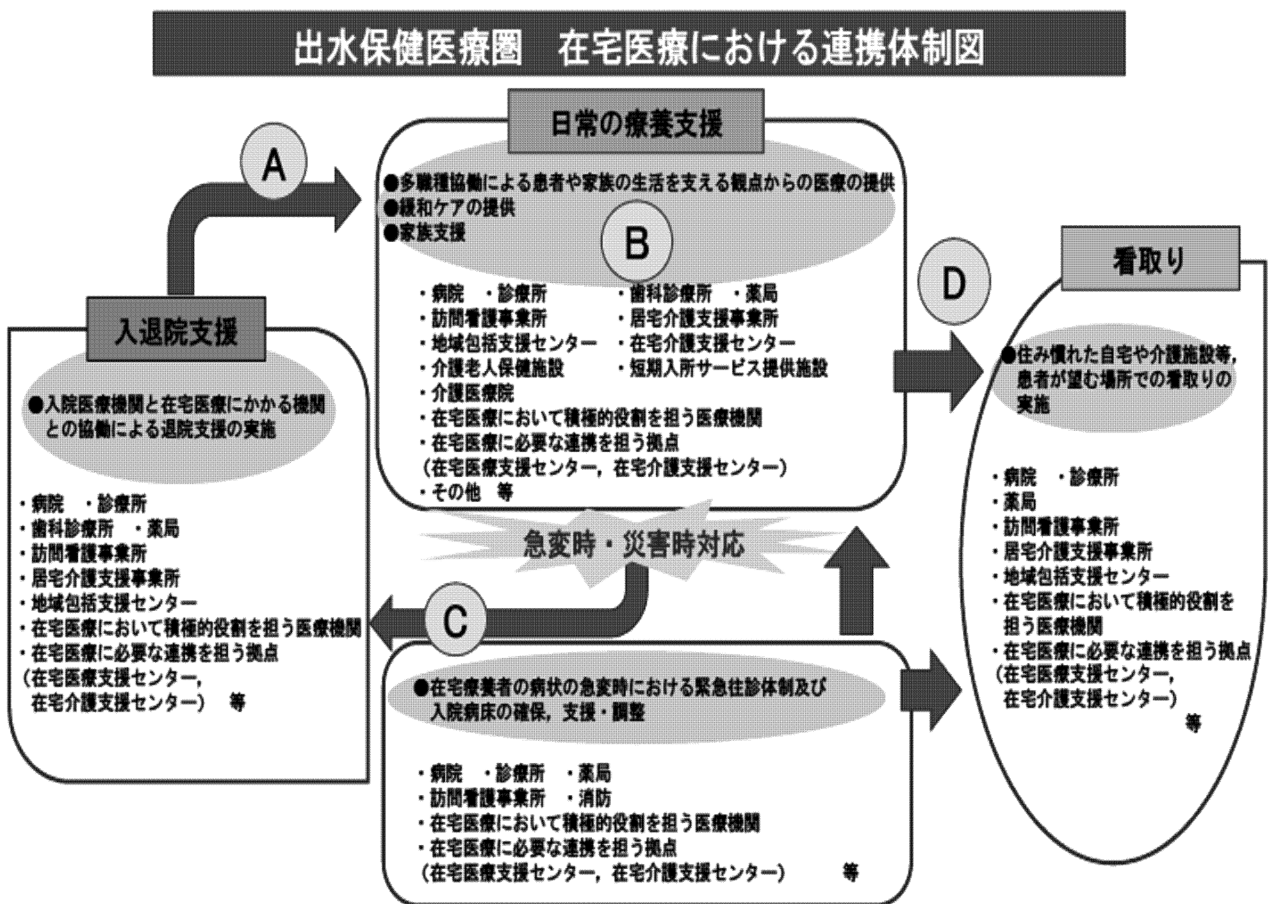
	相談支援等	一般小児医療	地域小児医療	小児中核医療
機能	●健康相談等の支援の機能	●地域に必要な一般医療を担う機能	●より高度で専門的医療を担う機能	●高度な小児専門医療を担う機能
目標	●子どもの急病時の対応等を支援 ●地域医療の情報提供 ●救急蘇生法の実施 ●かかりつけ医と適正な受療行動	●地域に必要な一般医療の実施 ●専門医療施設との連携	●一般小児医療では対応困難な患者への医療 ●小児専門医療の実施	●地域小児医療では対応困難な極めて高度な専門医療
医療機関等例	●家族 ●消防機関 ●行政	●一般の小児科を標榜する診療所・病院 ●小児科専門診療所及び病院 ●訪問看護ステーション	●地域の拠点病院 済生会川内病院 ●地域の中核的役割を果たす医療機関 出水総合医療センター	●鹿児島大学病院 ●鹿児島市立病院
医療機関等の基準	(家族等周辺者) ●不慮の事故の原因となるリスク排除 ●必要に応じた電話相談事業の活用等(消防機関等) ●救急医療情報システムを活用した、適切な医療機関への搬送等 ●事故予防や心肺蘇生法等の知識の家族等への普及啓発等(行政機関) ●疾病予防や医療保健福祉サービス等の情報提供、適正な受療行動の啓発 ●小児救急電話相談事業の実施等	(診療所・病院) ●一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施できる。 ●予防接種や園医、学校医を担うことができる。 ●地域小児医療(小児専門医療)施設と連携できる。 ●療養・療育の必要な児への支援ができる。 ●家族への精神的支援ができる。  (訪問看護ステーション) ●療養・療育の必要な児への支援ができる。 ●家族への精神的支援ができる。	●高度の診断・検査・治療で勤務医の専門性に応じた専門医療ができる。 ●常時監視・治療の必要な患者の入院治療ができる。 ●地域の小児科医療機関との連携ができる。 ●高次機能の医療機関との連携ができる。 ●保健・福祉等サービス等の調整ができる。 ●家族への精神的支援ができる。 ●療養・療育支援を行う施設との連携、在宅医療の支援ができる。	●高度専門的な診療・検査・治療ができる。 ●療養・療育支援を担う施設と連携ができる。
連携	●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携			

小児救急医療

	初期小児救急医療	入院小児救急医療	小児救命救急医療
機能	●初期小児救急医療を担う機能	●入院を要する救急医療を担う機能	●小児の救命救急医療を担う機能
目標	●初期小児救急の実施	●入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施	●24 時間体制での小児の救急医療
医療機関例	●小児科在宅当番医 ●小児夜間支援当番体制 (川内市医師会) ●夜間輪番群 (川内市医師会) ●小児科標榜の診療所	●地域の拠点病院 済生会川内病院 ●地域の中核的役割を果たす医療機関 出水総合医療センター	●鹿児島市立病院 (救命救急センター) ●鹿児島大学病院 (救命救急センター)
医療機関の基準	●在宅当番医、夜間急病センター等における初期小児救急医療の実施 ●緊急手術や入院などを要する場合に備え、対応可能な医療機関との連携 ●開業医などによる夜間休日の初期小児医療への参画	●入院を要する小児救急医療に 24 時間体制で対応できる。 ●地域医療機関との連携した小児救急医療が実施できる。 ●高次専門的な医療機関と連携した対応を実施できる。 ●療養・療育支援を行う施設と連携ができる。 ●家族への精神的支援ができる。	●地域小児医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした重篤な小児 24 時間 365 日体制の救急医療 (小児集中治療室 (P I C U) を運営することが望ましい)
連携	●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-136】出水保健医療圏 在宅医療の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-137】出水保健医療圏 在宅医療の医療連携に係る機能基準

	A 入退院支援	B 日常の療養支援	C 急変時	D 看取り	
<b>目標</b>	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保する。	患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケア含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供される。	在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保する。	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での終末期の療養支援(看取りを含む)を行う体制を確保する。	
<b>在宅医療を担う関係機関</b>	1. 入院医療機関(病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院)	①退院支援担当者などを配置している。 ②入院当初から退院後の療養生活を視野に支援している。 ③各患者に対する在宅医療及び介護資源の調整ができる。 ④退院前カンファランスや文書・電話などで在宅医療に関わる機関との情報共有や協働での退院支援ができる。	①在宅療養支援のためのレスパイト入院の体制調整ができる。	①急変時必要に応じ一時受け入れができる。 ②重症等に対応できない場合は、他の適切な医療機関との連携体制を構築することができる。 ③搬送について地域の消防関係者との連携ができる。	①終末期に出現する症状に対する不安を解消し、患者が望む場所で療養ができる体制を構築できる。 ②在宅での療養困難な場合は必要時に受け入れられる。
	2. 在宅医	①入院医療機関と円滑な連携により、在宅療養への移行支援ができる。 ②退院前カンファランスへの参加(医師または看護師)等情報を共有し、顔の見える関係づくりに努めながら連携できる。	①各疾患やニーズに応じた在宅療養計画作成・提供ができる。 ②日頃から相互に情報共有や報告・連絡・相談等を積極的に行い顔の見える関係づくりに努めている。 ③担当者会議等への参加、または患者等についての情報を提供することができる。 ④家族への介護指導や必要時のレスパイト相談・援助ができる。 ⑤24時間365日対応が可能、又は関係機関と連携し24時間対応可能な体制を確保していることが望ましい。	①急変時の対応(電話対応・指示や往診等)ができる。 ②入院が必要な場合は二次救急病院等と連携し、ベッドの確保が可能である。(24時間体制又は連携による体制確保) ③搬送について地域の消防関係者との連携ができる。	①在宅看取りの対応ができる。(在宅療養者等の不安への対応や望む場所で最後まで安心して療養できる体制づくり) ②介護施設等での終末期療養への必要時の支援ができる。
	3. 訪問看護事業所	①入院医療機関及び在宅医との円滑な連携により、退院支援ができる。 ②退院前カンファランスへの参加等情報を共有し、顔の見える関係づくりに努めながら連携できる。	①在宅療養者のニーズに応じた訪問看護計画・提供ができる。 ②日頃から相互に情報共有や報告・連絡・相談等を積極的に行い顔の見える関係づくりに努め多職種協働できる。 ③担当者会議や地域ケア会議等へ積極的に参加できる。 ④家族への介護指導やレスパイトの相談及び援助ができる。 ⑤24時間365日対応が可能、又は関係機関と連携し24時間対応可能な体制を確保している。	①急変時の対応(電話対応・指示や訪問看護)ができる。 ②個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①在宅看取りの対応ができる。(在宅療養者等の不安への対応や望む場所で最後まで安心して療養出来る体制づくり) ②終末期の迎え方を自己決定できるよう必要な支援ができる。
	4. 居宅介護支援事業所	①入院医療機関及び在宅医等との円滑な連携により在宅療養への移行支援ができる。 ②退院後からケアプランを踏まえた療養生活を共有し、顔の見える関係づくりに努めながら連携できる。 ③病状や治療方針、療養環境等を踏まえたケアプランを作成し退院直後から支援できる。	①在宅療養者のニーズや課題に応じた医療・介護サービス等の調整ができる。 ②地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減に繋がるサービス等の適切な紹介ができる。 ③在宅療養者のニーズや課題を解決するために、地域包括支援センター等と協議し、地域ネットワーク構築や地域の課題発見に資するための地域ケア会議等を活用できる。 ④24時間365日の連絡体制、又は可能な連携体制の確保が望ましい。	①急変時に適切な機関に報告や相談ができる。必要に応じて緊急訪問や指示等ができる。 ②個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。 ③患者・家族の状況や治療に対する意向を踏まえた支援ができる。	①在宅療養者が終末期を迎えるにあたり、自己決定できるように多職種と連携して本人及び家族等への支援ができる。
	5. 地域包括支援センター	①要介護認定者以外の方も対象としてニーズに応じた在宅移行時の支援ができる。	①個別の課題にとどまらず、地域ネットワーク構築や地域の課題発見に資するために、地域ケア会議を活用できる。		
	6. 介護事業所(訪問、通所)	①顔の見える関係づくりに努めながら多職種と連携できる。 ②退院直後からケアプランを踏まえた療養生活支援ができる。	①顔の見える関係づくりに努めながら多職種と連携できる。 ②在宅療養者のニーズに応じた療養生活を支援できる。	①症状悪化時の早期発見が出来るよう情報を共有し、必要な相談・報告ができる。	①自己決定した療養生活が出来るよう支援ができる。
	7. 施設・居住系事業所	①退院前カンファランスへの参加など、医療専門職等との連携により療養生活の支援に必要な情報を共有し支援ができる。	①療養者のニーズに応じた療養生活を支援できる。 ②顔の見える関係づくりに努めながら多職種と連携できる。 ③在宅療養支援のためのレスパイト利用可能な体制の確保・調整ができる。	①療養者・家族の状況や治療に対する意向を踏まえた支援ができる。 ②急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①本人・家族の願いや終末期の迎え方などを把握するよう努め、「望む終末期」を迎えられるよう情報共有し、必要時に多職種と連携できる。
	8. 薬局	①在宅移行時の支援ができる。 ②ニーズに応じて退院前カンファランスへの参加等情報を共有し顔の見える関係に努めながら連携できる。	①多職種と連携し、訪問薬剤指導ができる。 ②ニーズに応じて残薬管理の支援ができる。 ③医薬品の提供、医療・衛生材料等の支援ができる。	①日常の療養同様に急変時の対応ができる。(他薬局との連携可)	①疼痛緩和のための麻薬管理ができる。
	9. 歯科診療所	①ニーズに応じて在宅移行時の支援ができる。	①多職種と連携しながら口腔ケアなどの相談・指導及びニーズに応じて在宅歯科診療等ができる。		

在宅医療において積極的役割を担う医療機関	①医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援を行っている。 ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係医療機関に働きかけている。 ③在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を図っている。 ④卒後初期臨床研修制度(歯科の場合、卒後臨床研修制度)における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めている。 ⑤災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行っている。 ⑥地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している。 ⑦入院機能を有する医療機関においては、在宅医療者の病状が急変した際の一時受け入れを行っている。 ⑧地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行っている。
在宅医療に必要な連携を担う拠点	①地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害対応含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施している。 ②質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制による情報共有の促進を図っている。 ③地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行っている。 ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行っている。 ⑤在宅医療に関する人材育成及び地域住民への普及啓発を実施している。
全般共通	・日頃から相互に連絡・相談を積極的に行い、それぞれの役割や活動範囲を把握しながら情報共有や顔の見える関係づくりに努めている。 ・在宅医療を推進するための地域全体の課題把握に努めると共に、人材育成やネットワーク構築、地域住民の普及啓発に努める。

[北薩地域振興局作成]